

二、第二回中央委員會

四月十二日、第二回中央委員會は東京三田の統同盟本部に開かれた。西尾主席議長とあり、各委員より其地の形勢を報告したる後議事に入る。其の要求の如く、関東地方評議會解散の件に關しては、其の要求の如く、雨審議を為す要ありとするも、九名（小泉、松岡、望月、(関東)塚本、山内、藤岡、浅原、(関西)加藤、高橋、(北支)鈴木)の再審議の必要ありとするもの二名（谷口、野倉、(関西)）で再審議の必要ありと決定し、直に関東地方評議會に之を通告し、刷新派の要求たる臨時大會、刷新の件に就ては、左記の通り賛否兩説があつたが、結局必要ありと決定せられた。

(一) 刷新派

(一) 刷新派の降は、除名問題を議場混乱して居たから、充分の審議を経たものと云ひがたい。関東同盟(二) 関東地方評議會の解散については、

會との合同の具体的方法が示されておから

再審議を可とする、

(三) 関東評議會や造船船工労組合の如き大組合を代表する中央委員を欠く現在の中央委員選出

方法は改正の必要がある、

(四) 幹部に對し不信任の聲が起つたときは大會に問ふのが当然である、

(ロ) 刷新無用説

(一) 規約改正案は大會前各地の大會に於て充分審議を経たものがあるから、再審議の要がな

(二) 関東地方評議會解散の件は三月廿七日の中央委員會で充分審議した、今更雨審議の餘地は

ない、

(三) 中央委員選出方法の改正に就て大會を開く程

(四) 今回の事件で幹部の信任と大會に問ふの必要